

半田市入札及び契約に係る事項の公表等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事、製造の請負及び物件の購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約の透明性と公正性の確保を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）に規定する公共工事の入札及び契約に係る事項の公表に関し必要な事項を定めるとともに、市が独自に行う建設工事等の入札及び契約に係る事項の公表等に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表、提供及び公開の分類)

第2条 市が行う建設工事等の入札及び契約に係る事項の公表、提供及び公開の分類は、次のとおりとする。

- (1) 公表 政令及びこの要綱の規定により、情報を積極的に公にすること。
- (2) 提供 情報の提供を求める者に対して情報を公にすること。
- (3) 公開 半田市情報公開条例（昭和61年半田市条例第6号）の規定に基づき、請求があった情報を開示すること。

(建設工事等の入札及び契約に係る事項の公表)

第3条 市長は、政令第7条第2項に規定する公共工事のほか、次のものの入札及び契約に係る事項を、遅滞なく、公表するものとする。

- (1) 建設工事の契約で設計金額が130万円を超えるもの
- (2) 製造の請負の契約で予定金額等が130万円を超えるもの
- (3) 物件の購入その他の契約で予定金額等が100万円を超えるもの

2 前項の規定に関わらず、公共の安全と秩序の維持に密接に関連するもので、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

3 第1項の公表は、政令第7条第2項各号に掲げる事項のほか、入札に係る次の事項について行うものとする。

- (1) 入札執行日時
- (2) 入札を行う事業の名称
- (3) 事業場所
- (4) 予定価格
- (5) 最低制限価格、低入札調査基準価格

4 前項第1号から第3号までの事項の公表は入札執行前に行うものとする。

5 第3項第4号の事項の公表は、建設工事に限るものとし、随意契約によるものにあっては契約締結後に、入札によるものにあっては入札執行前に行うものとする。

6 第3項第5号の事項の公表は、建設工事に限るものとし、入札執行後に行うものとする。

7 市長は、第3項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(指名停止措置に関する事項の公表)

第4条 市長は、入札参加資格者の指名停止措置を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指名停止措置を受けた者の商号又は名称及び住所
- (2) 指名停止の期間
- (3) 指名停止の理由

2 市長は、前項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(公表及び提供の方法)

第5条 政令第5条第1項及び第5項、第6条並びに第7条第1項から第3項までに規定する公表並びに第3条及び前条に規定する公表は、総務課において所定の場所への掲示及びホームページに掲載する方法で行うものとする。

2 第2条第2号の情報の提供は、窓口での交付や電子メールでの送付などの方法で行うものとする。

(公表期間)

第6条 次の各号の公表は、それぞれ当該各号に定める期間行うものとする。

- (1) 政令第5条第1項及び第5項並びに第6条に規定する公共工事の発注見通しの公表 当該年度の3月31日まで
- (2) 政令第7条第1項に規定する入札参加資格者等の公表 当該資格の有効期間の末日が属する年度の3月31日まで
- (3) 第3条第3項及び第7項に規定する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表 公表した日が属する年度の翌年度の3月31日まで
- (4) 第4条第1項に規定する指名停止措置に関する事項の公表 当該指名停止の期間が満了した日が属する年度の3月31日まで

(公表等の基準)

第7条 入札及び契約に係る主な情報の公表等を行う基準は、別表のとおりとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等の入札及び契約等に係る事項の公表及び提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第7条関係）

公表等の別 関連事項	公表	提供	公開	摘要
一般競争入札参加資格	○	○	○	
指名競争入札参加資格	○	○	○	
入札参加資格有資格者名簿 公共工事入札参加資格格付	○	○	○	
発注見通し	○	○	○	
[指名競争入札] 指名基準	○	○	○	
[入札] 参加（指名）した者の名称	○	○	○	入札執行後
[指名競争入札] その者を指名した理由	○	○	○	入札執行後
[入札] 入札者、落札者、入札金額、落札金額	○	○	○	入札執行後
[随意契約（少額隨契以外）] 相手方の名称、見積(契約)金額、選定理由	○	○	○	契約締結後
[随意契約（少額隨契）] 見積徴収の相手方の名称、見積(契約)金額	×	○	○	契約締結後
[建設工事] 入札の予定価格	○	○	○	入札執行前
[建設工事以外] 入札の予定価格	×	×	×	非開示情報
[建設工事] 随意契約の予定価格	×	○	○	契約締結後
[建設工事以外] 随意契約の予定価格	×	×	×	非開示情報
最低制限価格 低入札調査基準価格	○	○	○	入札執行後
金額入設計書（※1）	×	○	○	契約締結後
金額抜き設計書	○	○	○	
指名停止基準	○	○	○	
指名停止情報	○	○	○	
工事成績評定点	×	×	×	非開示情報
工事成績項目別評定（※2）	×	○	○	

※1 表中の金額入設計書とは、建設工事を入札に付して発注する場合に、その工事目的物を完成させるために必要な価格の総額（予定価格算出の根拠となる設計金額）を計算した根拠資料を指す。

また、建設コンサルタント業務等及び物品調達並びに役務提供に係る金額入設計書は、将来の契約の予定価格等が推定され、入札等の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、金額箇所は行政機関の事務・事業情報として非開示とする。

※2 項目別評定のうち、「創意工夫」の項目については、請負業者が行った工事に対するその企業独自のノウハウ等が評価されているものであり、これを公にすることにより、成績評定表と公開対象となる工事の成果品を照合することにより、高く評価された創意工夫が明らかとなり、創意工夫をした企業の競争上の地位が害される可能性がある。また、「法令等遵守」の項目については、企業の社会的評価に直接関係する情報であって、一般に公にされている情報ではなく、これを公にすることにより、当該企業の正当な利益を害すると認められるため、第3者に対する場合において当該項目を非開示とする。